

令和3年8月2日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の2件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和3年8月2日現在、1077件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf

を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 石井、林

TEL：03-3507-9220（直通）

FAX：03-3507-9292

(別 紙)

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	オリゴワン イチゴヨーグルト味	株式会社ハーバー研究所	5010001066200	清涼飲料水	乳果オリゴ糖	乳果オリゴ糖の働きにより、腸内のビフィズス菌を適正に増やしておなかの調子を良好に保ち、便通の改善に役立つ飲料です。	飲みすぎ、あるいは体質・体調によりおなかがいゆるくなることがあります。	1日当たり、1本を目安にお召し上がりください。	再許可等特保※	R3.8.2	1824
2	オリゴワン パインヨーグルト味	株式会社ハーバー研究所	5010001066200	清涼飲料水	乳果オリゴ糖	乳果オリゴ糖の働きにより、腸内のビフィズス菌を適正に増やしておなかの調子を良好に保ち、便通の改善に役立つ飲料です。	飲みすぎ、あるいは体質・体調によりおなかがいゆるくなることがあります。	1日当たり、1本を目安にお召し上がりください。	再許可等特保※	R3.8.2	1825

※ 「消費者委員会新開発食品調査部会における特定保健用食品の審議手続きに関する確認事項」(平成21年新開発食品調査部会長決定)における「(5)再許可」に該当するため、消費者委員会の諮問を省略したものとします。